明治初期における聖書の翻訳と漢文訓読語法

----「スナハチ | を例に----

齋 藤 文 俊

1. 聖書の翻訳と文体

日本における聖書の本格的な翻訳は、幕末期に始まるが、その際参考にされたのが、中国ですでに翻訳されていた「漢訳聖書」(ブリッジマン・カルバートソン訳 1859)である。聖書翻訳作業において、この漢訳聖書が参考にされたことについては、次の J.C. ヘボン(1815-1911)の手紙¹¹が示している。

この翻訳をやってみて、中国における宣教師たちの訳したすばらしい<u>漢訳聖書</u>によって、非常な助けを受けたことを発見いたしました。実にこれは偉大なる助力でありました。それは日本語の聖書の基礎となっているのです。(中略)教育のある日本人ならみな何の苦もなく<u>漢文の聖書</u>を読むことができます。ちょうど、われわれがラテン語を読むように訓点をつけて読むのです。ブラウン氏もこの仕事に従事しております。わたしどもの訳文を<u>漢文の聖書</u>と比較して、これを訂正するつもりです。

しかしその一方で、ヘボンをはじめとする外国人宣教師を中心に、聖書はもっと平易な文章にするべきだという意見も出ていた。やはりヘボンの手紙によると、次のように記されている。

漢訳聖書は教養ある人々には利用せられておりますので、かなり多くの部数を 配布いたしました。国民の大衆――多分百分の九十五までは漢文の聖書を読む ことができません。この国の人口のどの割合までが漢文の書物を読みうるか正 確に言えません。しかし上に述べた割合でさえ過大評価にすぎるとわたしは考えます。 $(1866 \mp 9 \, \text{月} \, 4 \, \text{H})$

このように、多くの人に理解してもらえるような文体(= 「やさしい」日本語)で翻訳しようとする外国人宣教師と、威厳ある文体(= 漢文訓読体)で翻訳しようとする日本人補佐者との対立は、S.R. ブラウン(1810–1880)に関する下記の記述が有名である 2)。

さて翻訳の文体に就ては堅い漢文風にしやうといふ説と出来る丈通俗的にしやうといふ意見と二つに別れ、支那訳に信頼した輔佐方には自然と漢文風に流れんとする傾向があつた。ブラオン先生は始終その傾向と戦つたことを話されたやうに記憶する。折角聖書を日本語に翻訳しても只少数の学者丈に読めて普通の人民に読めぬやうでは何の益があるかとは先生の屡々繰返した議論であつた。又輔佐役の或る人が漢文はコウダと云ふと漢文は本文に非ずと力説されたことは恐らくは幾回であつたか分るまい。

(井深梶之助『福音新報』1088 号、1916·5)

このようにして翻訳された翻訳委員社中訳『新約全書』(1880年刊)の文体は、 ヘボンが、

こうして新旧約全書の翻訳出版事業は完成し、聖書は今や日本語で日本人の手にわたるようになりました。他国語のものと比べて見おとりのない立派な忠実な翻訳であるとわたしは信じています。<u>あまり多く漢文がまじっていないで</u>、国語を愛する日本人の学者たちから文学的作品として称賛されていることを知っています。<u>容易に民衆に読まれ、理解されましょう。</u>(1887年12月28日)

と記すように、ヘボンとしては、漢文の要素を排除し、民衆にとって容易な文体になっていると評価している³。

それでは、「あまり多く漢文がまじっていない」やさしい日本語になったと

評価した工夫としては、具体的にどのようなことがあげられるのだろうか。まず、御法川恵子(1965)などで紹介されているようなルビの使用があげられる。 具体例を、「ヨハネによる福音書」からあげてみる。なお、以下の例では、「漢訳聖書訓点本(約翰伝福音書)」(以下、「訓点本」と記す)、ヘボン訳『新約聖書約翰伝』(以下、「ヘボン訳」、用例中また表中では「ヘボン」と記す)、翻訳委員社中訳『新約全書(約翰伝福音書)』(以下、「社中訳」と記す)を並べて示す4。

【例 1】(1:17)

訓 点:蓋シ<u>律法</u>ハ摩西自(リ)授カリ <u>恩寵</u>ト<u>真理</u>与ハ則(チ)耶穌基督由ス ヘボン:<u>律法</u>はモーセよりさづけられ <u>めぐみ</u>と<u>まこと</u>は耶穌キリストよりあ らはせり

社中訳: 律法はモーセに由て伝り 恩寵と真理はイエスキリストに由て来れり

【例 1】では、訓点本の「律法」「恩寵」「真理」に対し、社中訳では、それぞれ「おきて」「めぐみ」「まこと」という和語のルビが付されているが、いずれもヘボンが訳した聖書に使われていたものである。

また、次の例では、漢文訓読に特徴的な語法を、ヘボン訳では他の表現形式に変えているものである⁵⁾。

【例 2】(5:30)

訓 点:我已ニ由テ [而] 行フ所有ル<u>能ハ不ル</u>也 我聞ク所ニ遵テ [而] 審判ス ヘボン:われみづからなすこと<u>かなはず</u> わがきくところにしたがつてさばく **社中訳**:われ何事をも自らおこな行ふこと能ず 聞ところに遵ひて審判す

ただ、この場合は、社中訳では結局は漢訳聖書の「不能」を訓読した「能ず」が用いられてしまっている。それに対して、ヘボン訳で用いられている「かなふ」という形式については、金水敏・乾善彦・渋谷勝己(2008)所収の「曲亭馬琴のスタイル切換え行動」(第6章、渋谷勝己執筆)において、馬琴の読本

の中で、特徴的に使用されていた可能表現形式であると指摘されており、ヘボンにとって、民衆にとってよりなじみが深いと判断した「かなふ」を用いたものと思われる。

2. 近世漢文訓読における「スナハチ」

以下では、漢文訓読ではよく使用される〈スナハチ〉が、ヘボン訳、社中訳でどのように用いられているのかを見ていくことにする。なお、以下〈スナハチ〉という山括弧の表記は、「則」「即」「乃」「輒」などの漢字表記および「スナハチ」「すなはち」などのかな表記を総称して示す場合に用いるものとする。漢訳聖書の訓点本の〈スナハチ〉には、「則」「即」「乃」「輒」などがあるが、このうち特に漢文訓読で特徴的なのが、「レバ則」(「レバ」は「已然形/仮定形+バ」の総称)と現代でも称されているものである。そこでまず、この「レバ則」が江戸時代の漢文訓読においてどのように用いられてきたのかを簡単に整理しておく。

江戸時代前期において、「則」が条件表現において用いられる場合には、

という、「則」の前に「トキハ」を補読する訓み方が多く用いられたが、貝原 益軒(1630-1714)の『点例』(1703 年刊) において

則ノ字ヲヨム例 「然ラハ則」トヨマスシテ「然ルトキハ則」トヨム説アリ。 サレトモ「トキハ」トヨマスシテ理ヨクキコユ。(中略)「時」ノ字ヲ加ルハム ツカシク詞多クナリテ無用ノ贅言蛇足ノ如シ。「時」ノ字ヲテニハニハ用カタシ (巻上二一丁裏)

と記述されるように、江戸時代の後期から、

という訓み方が一般的になり、明治以降の漢文訓読に引き継がれていくことに なる。 また、明治以降の〈スナハチ〉の問題を考えるにあたっては、「則」自体を「スナハチ」と読んだのか、あるいは不読としていたのかという問題も確認しておく必要があるが、鈴木直治(1975)によると、

また、「道春点」・「石斎点」においても、「則」または「則」と仮名をつけていることが、全体として、きわめて少ない。清原家の「永禄点」においては、仮名をつけているところにも、両者とも仮名をつけていないことが多い。しかし、これも、恐らくは、自明のこととして、一々仮名をつけることが省かれているものであろう。「則」を必ず「スナハチ」と読み表わすべしとする桂庵の主張は、江戸初期においては、もはや、一般に、訓読として当然のこととされるようになって来ていたものと考えられる。 (90 頁)

と指摘されており、江戸時代の初期には「スナハチ」と訓むことが当然になっていたとされる。しかし、『論語 新改正片仮名附本』⁶⁾、『論語 片仮名傍訓本』⁷⁾ などの仮名が付された資料を調査すると、むしろ江戸後期から訓まれるようになってきたとも考えられる⁸⁾。なお、漢文独学書として一世を風靡した、渓百年(世尊、1754-1831年)の『経典余師』(1786年から刊)では、訓点付きの原漢文とその解釈の他に、上欄に振り仮名付きで訓読文が記されており、それを見ると、漢文の付訓では「則」には振り仮名・送り仮名が付されていなくても、上欄の訓読文では「前はち」と記されており、やはり少なくとも江戸後期においては、「則」を「スナハチ」と訓むようになっていたことがうかがえる。

3. 聖書における「スナハチ」

明治初期の邦訳聖書、特に翻訳委員社中訳聖書における〈スナハチ〉について、森岡健二(1991)に以下のような指摘がある。

「すなわち」「かつ」などの用法も目立っていて、

○道はすなはち(則)神なり(ヨ・1・1)

(以下用例略)

のように使われる。これも用例が多いだけに書き下し体としての印象を与える こと著しいものがある。 (200 頁)

そこで、実際に「漢訳聖書訓点本(約翰伝福音書)」(「訓点本」)・ヘボン訳『新 約聖書約翰伝』(「ヘボン/ヘボン訳」)・翻訳委員社中訳『新約全書(約翰伝福 音書)』(「社中訳」) における「スナハチ」の用例数を調査すると、次の表のよ うにまとめられる。

	則	乃	即	すなはち	計
訓点	137	117	63		317
ヘボン				10	10
社中訳	1		24	16	37

(空欄は用例0を示す)

まず、森岡健二(1991)にも引用されている、冒頭部分の例をあげる。

【例 3】(1:1)

訓 点:元始道有(リ) 道神ト偕ニス 道ハ 則(チ)神ナリ

ヘボン: 元始に言霊あり、言霊は神とともにあり、言霊は神なり。

社中訳: 太初に道あり。道は神と偕にあり、道は即ち 即ち 神なり。

訓点本で「則」を用いている部分について⁹⁾、ヘボン訳は〈スナハチ〉を用いず、 社中訳では「即ち」としている。

次の【例 4】【例 5】は、訓点本、ヘボン訳、社中訳ともに同一箇所に〈スナハチ〉を使用している例である。

【例4】(8:54)

訓 点:耶穌答テ日、我若シ自ラ栄セハ 則 (チ) 我ガ栄ハ為ス無シ 我ヲ栄 スル者ハ我ガ父也

則チ|爾言テ爾之神ト為ス所ノ者ナリ

社中訳: イエス 答けるは「我もし自ら栄をなさば、我栄は虚し。我を栄る者は 我父、「すなはち」 報曹の我神と称る所の者なり。

訓点本の「則」に対応する箇所には、〈スナハチ〉は使用されていないが、後 半の「即チ」に対しては、ヘボン訳・社中訳とも、かな表記で「すなはち」が 使われている。これは、以下の【例 5】についても同じである。

【例 5】 (14:26)

訓 点:惟保恵師 則チ 聖霊父将ニ之ヲ遣シ我ガ名ニ託シテ [而] 彼来シメント (ス) 彼将ニ衆理ヲ以テ爾ニ教へ爾ヲシテ我カ凡ソ [於] 爾ニ言フ 所ノ者ヲ憶ハ使ント (ス)

ヘボン: 交わが名によりてつかはさんとするなぐさむるもの、 すなはち 聖霊 は、すべてのことをなんぢらにをしへ、またわがすべてなんぢらにい ひしことを汝らにおもひださせんわれやすきをなんぢらにおくり。

社中訳: わが名に託て父の遺さんとする訓慰師、 すなはち 聖霊は、衆理を爾曹に教へ、亦わが凡て爾曹に言しことを爾曹に憶起さしむべし。

前掲の表の用例数から見ても明らかなように、基本的には、ヘボン訳・社中訳で「則チ・即チ・すなはち」が使用されている場合には、訓点本においても「則・乃・即」が使用されていることが普通であるが、なかには、ヘボン訳のみで〈スナハチ〉が使用されている例が1例ある。【例 6】がその例である。

【例 6】(6:31)

訓 点: 我之列祖野ニ在テ嗎拿ヲ食フ 録シテ云ヘル所ノ如シ 彼天由(リ) 之餅ヲ以テ[而] 之ニ賜テ食ハシム

ヘボン: われらの先祖野にマナをくらふ、「すなはち」「「天よりぱんをかれら にたべさせたまへり」としるせしごとし」

社中訳:我儕の先祖野にてマナを食へり。録して「天よりパンを彼等に参へて 食しむ」と看が如し」

へボン訳ではそもそも〈スナハチ〉が 10 例使用されていないのであるが、へ ボン訳で用いられている〈スナハチ〉は、この他、

と、「父」を「神」と言い換えている例が2例、

これは「すなはち」まことの聖霊なり (14:17)

交わが名によりてつかはさんとするなぐさむるもの、 すなはち 聖霊は、すべてのことをなんぢらにをしへ (14:26)

われは $\hat{\Sigma}$ よりつかはさんとするなぐさむるもの、 $\boxed{$ すなはち $\boxed{\hat{\Sigma}}$ よりいづるまことのたまにて、(15:26)

しかるにかれは すなはち まことの霊にてきたれば、(16:13)

と、前の文脈を承けて、「それはとりもなおさず聖霊(みたま/まことのたま)である」と解説している例が4例となっている。これは、ヘボン自身が〈スナハチ〉をどのように解釈していたのかという問題にもつながり、その点、ヘボンの作成した『和英語林集成』初版(1867年刊)および再版(1872年)における「Sunawachi(スハナチ、則)」の訳語には「Then, that is, Namely」があがっ

ている10)こととの関連も興味深い。

このように、漢訳聖書で使用されていた「則・乃・即」が、ヘボン訳および 社中訳ではあまり使用されなくなるのであるが、〈スナハチ〉の用法の中でも、 特にその傾向が顕著なのが、先に江戸時代における使用状況を見てきた、「レ バ(ラバ・ズハ・クハ・トキハ)スナハチ | という、条件表現を承ける例である。

【例7】(12:24)

訓 点: 我誠実爾ニ告ク 麦ノー粒若シ地ニ落テ [而] <u>死セ不ハ 則 (チ)</u>独 存ス 惟死セハ 則 (チ) 実ヲ結ブコト繁シ [矣]

ヘボン:まことにまことに液らにつげん、もしひとつぶの差、地におちてかれ ざれば、たゞひとつにてあるのみ、もしかれなば、おほくのみをむす ぶべし。

社中訳: 誠に実に爾曹に告ん、一粒の麦、もし地に落て死ずば、惟一にて存ん。 もし死ば、多の実を結ぶべし。

上の例では、訓点本で「死セ不ハ則(チ)」「死セハ則(チ)」と訓んでいる部分を、ヘボン訳では「もしひとつぶの麦、地におちてかれざれば、」「もしかれなば、」と条件表現にはしているが〈スナハチ〉は用いられず、社中訳においても同様である。訓点本においては、「則」137例中に対し、「レバ(ラバ・ズハ・クハ・トキハ)則」と条件表現にして訓んでいるものが66例みられるが、ヘボン訳では、条件表現を承ける〈スナハチ〉は1例もなく、社中訳については、条件表現をうける〈スナハチ〉は次の1例のみとなっている。

【例 8】 (15:14)

訓 点:爾若シ我ガ凡ソ爾ニ命スル所ノ者ヲ<u>行ハヾ</u>則 (チ) 我ガ友為リ

ヘボン:すべてわがなんぢらに命ずるところのことをなさば、朋友なり。

社中訳: 凡て我なんぢらに命ずる所の事を行は、、「ずなは 我友なり。

以上のように、聖書翻訳における〈スナハチ〉は用例数自体かなり減少して

おり、特に漢文訓読に特徴的な「レバ則」のような、条件表現を承ける語法に おいて極端に少なくなっているのである。

4. 近代の文章と「レバ則」

最後に、明治初期における「レバ則」をはじめとする条件表現を承ける例の使用状況について、他の資料で確認しておくことにしたい。『明六雑誌』¹¹⁾ (1874~1875年刊) においては次の表のような状況になっている。

	則	乃	即	輒	計
用例数	230	62	189	4	485
条件表現を	126	4	7	2	139
承ける例	(1)		(1)		(2)

(カッコ内は「トキハ」の用例数)

文語体が顕著な『明六雑誌』においては、まだ、条件表現を承ける〈スナハチ〉は多く使用されており、特に「則」については、その半数以上が「レバ(ラバ・ズハ・クハ)則」という語法で使用されていることがわかる。

一方、言文一致がすすみ、口語体の文章が多くなる明治 20 年代から大正時代になると、条件表現を承ける用法は急激に減少してくる。雑誌『太陽』¹²⁾においてその状況を確認すると次の表のようになる。この表は、『太陽』で用いられた〈スナハチ〉、「則」「乃」「即」「すはなち」の前が条件表現(レバ・ラバ・ズハ・クハ等)である用例を示したものである。『明六雑誌』では半数以上が条件表現で用いられた「則」においても、時代とともに用法が減少していることがうかがえる。

	則	乃	即	すなはち	計
1895 (M28)	148	6	36	2	192
1901 (M34)	74	2	24		100
1909 (M42)	38		17		55
1917 (T6)	12	1	16		29
1925 (T14)			1		1

翻訳委員社中訳聖書は、漢文訓読体を基本にしながら、和文の要素も兼ね備えた文体だと言われているが、今回とりあげた〈スナハチ〉の使用についてもその傾向は顕著であった。威厳ある漢文訓読体と誰にでも理解できる平易な文体という相反する概念をどのように両立させていったのか、聖書の語法を調査していくことにより、当時の日本語意識についても解明していくことができるのではないだろうか。

注

- 1) ヘボンの手紙の引用は、高谷道男編訳(1959)『ヘボン書簡集』(岩波書店)による。以下、引用文中の傍線は引用者が付した。
- 2) 佐波亘 (1938) 『植村正久と其の時代 第4巻』 (教文館)
- 3) 聖書の翻訳と漢文訓読語法との関係については、齋藤文俊 (2011) 第四章、第八章でも 論じた。
- 4) 使用した聖書は下記の通り。

訓 点:(漢訳聖書訓点本)『新約全書』明治12(1879)年、米国聖書会社

(ゆまに書房 近代邦訳聖書集成12)

用例は訓読して示す。なお、訓読にあたっては、なるべく原漢文の漢字を残す ようにつとめた。

ヘボン: J.C ヘボン訳『新約聖書約翰伝』明治5(1872)年

(ゆまに書房 近代邦訳聖書集成13)

社中訳:翻訳委員社中訳『新約全書』明治13(1880)年、米国聖書会社

(ゆまに書房 近代邦訳聖書集成3)

5) 齋藤文俊 (2014) 参照。

- 6) 『論語 新改正片仮名附本』は、東京都立中央図書館特別文庫室(論語青淵文庫)蔵(請求記号:青26)。長沢規矩也(1976)『和刻本漢籍分類目録』(汲古書院)に、「林信勝(道春)点」とある。道春点は、林羅山の盛名のために、江戸時代を通じて訓点本がだされ、その訓読法も変化している。この『論語 新改正片仮名附本』は刊年不明だが、初期の道春点の訓読法によっている。
- 7) 『論語 片仮名傍訓本』(後藤点 嘉永刊 石川洋子氏蔵)。「後藤点」は、後藤芝山による、江戸後期の代表的な訓読法である。
- 8) 齋藤文俊 (2003) 参照
- 9) 「漢訳聖書訓点本」の「則」には「チ」は付訓されてはおらず(カッコを付したカナは 訓読する際に補って読んだものである)、「スナハチ」と訓んだかどうかの判断は難しいが、 「即」は1例以外「即 f 」、「乃」は全例「乃 f 」と付訓されていたこと、また、前述の『経 典余師』などの例から、「則」についても「スナハチ」と読まれていたのではないかと推 測される。
- 10) 第3版 (1886年刊) になると、「Then, that is, Namely」の他に、「to wit, thereupon, immediately, forthwith」という訳語が加わる。
- 11) 『明六雑誌コーパス』(2012年公開、国立国語研究所)使用。
- 12) 国立国語研究所編(2005)『太陽コーパス』(博文館新社)使用。

付記:本稿は、第5回外国資料研究会(2016年1月23日、愛知県立大学)における研究報告をもとに加筆しまとめたものである。その際、多くの貴重なご意見、ご教示を賜った。記して深謝申し上げる。

【参考文献】

海老沢有道(1989)『日本の聖書』(講談社学術文庫)

加藤早苗・齋藤文俊 (2009) 『明治期和訳聖書研究資料 本文四種対照「約翰伝」』(私家版) 金水敏·乾善彦·渋谷勝己 (2008) 『日本語史のインターフェース (シリーズ日本語史 4)』(岩 波書店)

小林芳規(1961)「博士読みの源流 ―トキンバを一例として―」(『言語と文芸』3)

齋藤文俊(2003)「江戸・明治期における『論語』の仮名付テキスト」

(『名古屋・ことばのつどい 言語科学論集』名古屋大学大学院文学研究科)

齋藤文俊(2011)『漢文訓読と近代日本語の形成』(勉誠出版)

齋藤文俊(2014)「明治初期における学術日本語を記す文体」

『日本語学会 2014 年春季大会予稿集』

鈴木直治(1975)『中国語研究・学習双書 12 中国語と漢文』(光生館)

御法川恵子(1965)「聖書和訳とその訳語についての国語学的研究」

(『東京女子大学日本文学』第25号)

森岡健二 (1991)「新約聖書の和訳」(『改訂近代語の成立 語彙編』明治書院)